

事務所通信

澤口会計事務所

6月号

2020年 5月31日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<新型コロナ～持続化給付金(法人:200万円、個人事業者100万円)～>

当初5/6までの自粛要請が5/31まで延長となりましたが感染者の減少により5/25の解除となりました。ダメージを受けている業界のことを考えると経済活動が急がれますが第2波を想定して少しずつ動き始めることになりそうです。

政府は自粛要請により売上高が減少した中小事業者に対して持続化給付金を支給することを決定しました。申請要件は以下です。

- (1)2020年1月～12月のいずれかの月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- (2)2019年以前から事業による事業収入があり今後も事業を継続する意思がある
※今年の1～3月に事業を開始した事業者も対象とするよう見直しがされました。
- (3)法人の場合は資本金10億円未満

持続化給付金の受給額の計算方法は以下です。

前年の総売上高 - 前年同月50%以上減少月の売上高 × 12ヵ月

※上限額、法人:200万円、個人事業者:100万円

持続化給付金の受給には申請が必要です。5/1(金)から申請受付が開始されましたが開始直後はアクセスが殺到しつながりにくい状況も生じ現在も給付遅れが指摘されています。給付作業を請け負っている一般社団法人「サービスデザイン推進協議会」(電通、パソナ等が設立)には委託料として769億円が支払われているとのことですが当該法人は電話番号非公表、登記所在地は無人のようで給付業務は再委託先の電通が行っており当該法人の関与の必要性等が問題視されています。

5/8から支給が開始されましたが10万円未満の端数が切り捨てされていました。例えば89万円であれば振込額は80万円です。端数切り捨て処理には苦情が多く寄せられ6月以降に端数分を追加で振り込むとのことでした。

申請方法は電子申請を基本とし、電子申請が難しい場合は申請サポート開場(5/12以降順次開設)で受け付けます。申請書には確定申告書等の資料を添付しなければなりません。

当初、「事業所得」として申告していた個人事業者のみを対象としていましたが、フリーランスの中には「雑所得」、「給与所得」として申告している方もいることから「雑所得」「給与所得」として申告している方も対象範囲に加えることになりました。

申請期限は 1/15(金)です。申請は 1 度しかできないので計算結果が上限額に達しない場合は翌月以降に改めて計算し直し一番有利な月の計算結果に基づき申請することが肝要です。

持続化給付金は法人税、所得税の課税対象です。保険金については非課税のものが多いですが所得補償保険金は課税対象であり、それに類した考え方です。給付金は消費税の課税対象外(不課税)なので課税対象に含めて申告しないよう注意が必要です。

<新型コロナ～特別定額給付金(10万円)～>

5/20 頃、武蔵野市から特別定額給付金の申請書が届きました。受け取らない選択もありますが現政府の無駄遣いを考えると当方が有効活用(売上減少業界に費消、寄付など)した方が有意義と考えております。申請期限 8/21、5/30 に投函しました。給付金を「希望」、「不要」のいずれかにチェックを入れるようになっていますが誤って「10万円不要」にチェックがされている申請書が散見されているようです。なお入金口座の記入、通帳コピーが添付されているにも関わらず「10万円不要」にチェックがある場合はチェックミスの可能性が高いことから各自治体は柔軟な対応をしているようです。

広島県知事が県職員に 10 万円を寄付させて県のコロナ対策に使用すると発言しましたが批判を受け撤回しました。撤回後は県民から「なぜ撤回するのか」との声が上がったようでなかなか大変です。神奈川県職員労働組合は組合員に寄付提案をしています。休業要請に対して県が用意した協力金では不足観光産業を中心に困窮している事業者が続出している点を考慮しての判断です。兵庫県加西市では寄付の強制はしないとしながらも全職員が寄付したのとして予算を組んだことから一部職員から反発の声があがっているようです。市長、市議の給与もカット、市民からの寄付も募りコロナ支援に充てるとしており市全体として対応していく姿勢です。

特別定額給付金は非課税所得なので確定申告は不要です。

<住宅ローン控除と居住用譲渡所得特例との併用～厳しく改正～>

自宅を買い換える場合において、売却した自宅について居住用 3,000 万円特別控除等の特例の適用を受けた場合は購入物件について住宅ローン控除の適用は受けられません。適用不可となる売却年は住宅ローン控除の適用を受ける年の前後 2 年間です。例えば令和 1 年に売却(居住用特例適用)、令和 3 年の購入物件について住宅ローン控除の適用を受けることはできませんが令和 4 年の購入であれば適用を受けることは可能です。購入先行の場合、令和 1 年に購入(住宅ローン控除適用)、旧住宅の売却年が令和 3 年であると居住用特例の適用は不可ですが令和 4 年であれば適用可能です。

住宅ローン控除と居住用特例の併用適用の要件が甘いと会計検査院から指摘が入りました。居住用特例の適用要件として「住まなくなってから 3 年以内」の譲渡とありますので、自宅購入転居後、旧自宅を転居日から 3 年経過年 1/1 から 3 年以内に売却すれば併用適用が可能となります。この「3 年以内」の規定はそのままですが、住宅ローン控除の適用要件における適用不可となる自宅の売却時期を前後 2 年間から前 2 年、後 3 年と改めます。改正後は令和 1 年に購入(住宅ローン控除適用)した場合は居住用特例適用が可能となるのは令和 5 年以降の売却となります。

なお適用不可の期間に両適用を受けて申告した場合は居住用 3,000 万円特別控除等の適用が優先されます。住宅ローン控除の適用を受けた翌年以後 3 年の間に居住用 3,000 万円特別控除等の適用を受ける申告書を提出してしまうと過去の住宅ローン控除の適用を放棄することになり修正申告書の提出が必要になります。居住用 3,000 万円特別控除等の特例適用の申告書を取り下げることはできないので気を付けなければなりません

住宅ローン控除による節税額と居住用 3,000 万円特別控除等の特例適用による節税額を比較して有利な方を選択して申告が肝要です。購入時期、売却時期を調整して併用適用が受けられるのならそれが一番です。本改正は平成 2 年 4 月 1 日以後の譲渡からの適用です。

<6月の税務など>

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・5月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付 | 納付期限 6月10日(水) |
| ・4月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 6月30日(火) |
| ・10月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 6月30日(火) |
| ・消費税の年税額400万円超の1月、7月、10月
決算法人の中間申告 | 申告期限 6月30日(火) |
| ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) | 6月中において市町村の条例で定める日 |
| ・労働保険料の年度更新の申告・納付 | 6/1(月)~8/31(月) |

<あとがき>

自粛解除となりましたがリモートワークが推奨されています。当方、自宅で仕事はほぼ不可能(居場所もありません)。事務所へは自宅から徒歩通勤約 3 分、基本的に一人ということもあり「ステイ事務所」ということで以前とほぼ変わらない状況です。

スポーツジムに通っていましたが自粛要請によりクローズ。運動不足解消のため事務所で運動するようにしています。逆立ちも良いのではと取り入れ最初はうまくできませんでしたが次第に要領を得て 1 分以上できるようになってきました。自粛による成果は逆立ちでしょうか(仕事で成果上げろよ)。縄跳びも購入し久々に挑戦してみましたが結構きつく 1 分程でへろへろです。少しずつ伸ばしていこうと思っております。

5/25 に自粛解除となり善福寺公園に行ってきました(本当の目的は公園近くの相続土地のチェックで自粛解除は関係ありませんでしたが)。北と南に池があり赴きが異なります。上の池(北)は広々していて明るい印象です。レンタルボートがありますがコロナにより現在使用できません。下の池(南)は半分以上がアシなどの水生植物で覆われ樹林も多く鬱蒼としています。



巣ごもり購入品

先月訪れた野川公園もそうですが遠出ができない状況もあり近所の公園は人出が多い印象です。
早期の終息を祈るばかりです(案の定、先月と同じ締めとなってしまいました)。



上の池



カワセミ(上の池)



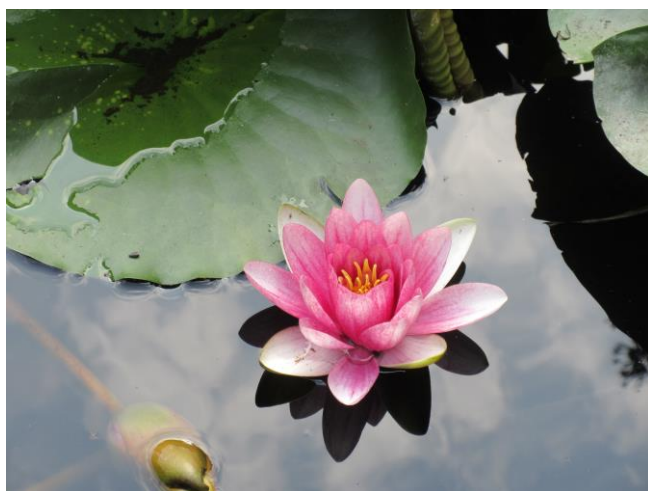
カルガモ(上の池)



下の池



下の池



スイレン(下の池)